### 会員の皆さま,賛同者の皆さま

独法化阻止全国ネットワーク事務局 豊島耕一

### 世話人一同

近藤義臣,白井浩子,辻下 徹,野田 隆三郎, 橋本 修輔

http://pegasus.phys.saga-u.ac.jp/znet.html

メール toyo@cc.saga-u.ac.jp

電話/ファクス 0952-28-8845

入会金・カンパ振り込み先:郵便振替 01370 5 66163

加入者名:国立大学独法化阻止全国ネットワーク

調査検討会議の「報告」が決定され、その記者クラブメディアによる流布によって、事態がまた進みそうな時期を迎えています.このような時に、メディアに取り上げられるように最大限に工夫をした取り組みが是非とも必要だと思います.そのようなパフォーマンスとして「人間の鎖」を実施します.独法化阻止だけでなく、文部行政関係の諸課題に取り組んでいる人々、団体との共同です.多くの皆様の参加をお願いします.26日にはこの調査検討会議の親委員会とされる「賢人会議」で報告が承認される段取りになっていますので、これへの圧力になればと思います.また当日、文部科学省交渉が持てるように努力します.

文部科学省を囲む「人間の鎖」"文部行政の構造改革" 2002年3月22日(金),12時30分前後,文部科学省前 (銀座線虎ノ門)

文部科学省へ請願をします.

主催 国立大学独法化阻止全国ネットワーク 共催 東京地区大学教職員組合協議会(都大教) (募集中)

(「鎖」の前後に集会の可能性もあります)

(もう少し詳しい実施要項は別紙1をご覧下さい.)

前回の手紙でお願いしましたように,皆さんご自身で独法化反対の世論を盛り上げる活動に取り組んでいただきたいと思います.具体的には,(1)新聞などへの投書,放送メディアへ意見を送ること,(2)国大協や大学首脳部,著名人,政治家への働きかけ,(3)地元教組など諸団体への理解と協力を求める活動などをお願いします.最後の項目(3)については,協力依頼の例文(別紙2)を同封していますので,参考にされるなどご活用下さい.

活動報告(1月-3月)

### 1. 文部科学省と国大協への公開質問

文部科学大臣と,国大協会長とにあてた質問書を2月1日と18日にそれぞれ提出しました.後者は全国ネットではなく,国立大学教職員有志82名の連名です.同封しています(別紙3,4)のでご覧下さい.宛名となった人だけでなく,独法化を容認しようとする人はだれでも答えるべき疑問であると思います.

### 2. ラジオ出演

1月17日朝,東京のラジオ,ニッポン放送への電話出演を行いました.「トップ30で揺れる大学経営」と題しての10分番組の中での,わずか数十秒の録音出演でしたが,「独法化阻止全国ネット」の名前が首都圏のいくらかの人の耳に入ったでしょう.

## 3. 東京での議員, 団体訪問など

2月26,27日の両日,豊島は東京で民主党の議員,日教組UPIセンター(元日教組大学部),全学連(国立市)を訪問し,それぞれ30~40分詳しく話をしてきました.直接会って話し合うことの重要さを痛感しました.皆さんも各地でロビー活動,地元議員との面談(週末はたいてい選挙区に帰っています),教員組合などとの話し合いを是非試みていただくようお願いします.

#### 4.韓国の教員組合の全国組織と会談

3月2日にソウルで韓国の組合と会談しました . 韓国側からは , 韓国教授組合の事務局長 , 政策委員 , 民主的社会のための全国教授協議会の渉外委員長 , 韓国大学職員組合の代表 , 学生運動代表など全部で8名が出席 , 日本側は佐大教職組委員長の西田民雄氏と私が参加しました。

まず豊島が独法化が学問の自由という普遍的な価値に対する挑戦であることを中心に,情況などを詳しく説明しました.そして,国大協や文部科学省に質問を出してほしいと要請しました.西田氏は,佐賀大学教職員組合のこと,日本の大学教組の情況などについて説明しました.

次いで韓国教授組合側から,韓国側が当面している問題である「契約制」(日本の任期制のようなもの)について主に説明がありました.

議論の中で,事務局長が実質的に大学を支配している 情況など,日本とよく似た状況もあることが分かりました. 結論としては、韓国側としては、全国ネットの要請に応えて国大協などに質問を出すこと、またメールなどでの意見交換で今後両者で可能な一致点を探り、可能であれば共同文書を発表しようということになりました。全部で2時間20分ほどの充実した内容でした。

「韓国教授組合」のホームページ(ハングルのみ) http://www.kpu.or.kr

#### ---- 余談 ----

最新の2月の文部科学省調査検討会議の議事録には,次のようなくだりがあります.

「大学の職員はやはり公務員になるから職員になったという人が圧倒的に多い。・・・・ 職員の方はこれまで我関せずという形で法人化をサポートしてきたと思う.しかしこれがわが身の身分に及ぶとなったら、元から問題意識を持って問題提起している方は良いが、ノンポリ、ノンラジカルな人がラジカルになった時は私は怖いと思う。何事も起こらなければ良いが、起こるとすればこれは全国的な規模で各大学の決議を求め、かつ国大協あたりまでくるかも知れないが、これはかなり大きな動きになりかねない。」

国立大学の学長の一人と思われるこの発言を見ると,調査検討会議というのは,国大協にとってその「意見を反映させる」場でもなく,また独法化制度の適否を真剣に検討する場でもなく,要するにこれを何とか大学に飲ませるための官との政治的謀議の場に過ぎないのではないかと思われます.それは公表された報告案の文面そのものからも明かです.当初,公務員型だから受け入れたという有馬元文部大臣の「公約」もかなぐり捨てて,公然と「非公務員型」を打ち出してきたのは,それだけ大学社会が侮られているということかも知れません.

## 別紙1 「鎖」実施要項

#### 皆樣

国立大学独法化阻止全国ネットワーク

http://pegasus.phys.saga-u.ac.jp/znet.html

事務局長 豊島 耕一

840-8502 佐賀市本庄町1 佐賀大学理工学部

toyo@cc.saga-u.ac.jp

電話/ファクス 0952-28-8845

調査検討会議の「結論」の記者クラブメディアによる流 布によって,事態がまた進んでしまいそうな時期を迎え ています.このような時にはタイミング良く,メディアに取り上げられるように最大限に工夫をした取り組みが 是非とも必要だと思います.そのような表現のパフォーマンスとして,「人間の鎖」を提案します.多くの皆様のご賛同・ご参加をお願いします.

文部科学省を囲む「人間の鎖」

2002年3月22日(金), 成立目標時刻 12時30分 主催 国立大学独法化阻止全国ネットワーク 共催 東京地区大学教職員組合協議会(都大教) (募集中)

(鎖の前後に集会の可能性もあります)

この企画は、独法化阻止ネット世話人と首都圏の組合関係の方々数名とで検討してきたものです。独法化阻止だけでなく、文部行政関係の諸課題に取り組んでいる人々、団体と共同して、それらの問題点を国民に知ってもらうことが目的です。育英会廃止反対の運動をされている団体ほか、いくつかの学生自治会、労働組合、科学者団体のそれぞれ執行部の方々から協力の内諾をいただいています。共催団体になっていただける団体の方はぜひともご連絡下さい。

### ------ 要綱(案)------

1. 統一スローガン(仮)

「文部行政の構造改革」

(小泉さんのコピー「構造改革」をあえて頂きました)

2. 予想される諸団体のスローガン

国立大学の独法化阻止

育英会廃止反対

授業料値上げ反対,値下げせよ

一方的な学寮廃止反対

(スローガン追加はご提案下さい)

### 3. 参加要請対象

上記スローガンの少なくとも一つに賛同し,平穏にその意志を表明したいと思う人.思想信条,政治的党派は問わない.

#### 4. 参加者の義務

イ)象徴的な表現行動であり,封鎖ではない.したが:

てその目的に沿った平穏で安全な行動を取ること.

口) 乱暴なことばなど「言葉の暴力」も含め,誰に対してもいっさい暴力をもちいない.また,危険な物は一切所持しない.

-----

メディアに取り上げてもらうことをねらったパフォーマンスですから、出来るだけ見栄えがして美しいものにしたいと思います。また音楽が加わればベストです。美術系、音楽系の方々のご協力をお願いします。運動の存在がメディアによって国民にひとたび知られれば、あとはだれでもインターネットの検索でどんなにでも詳しい情報を得ることができるようになります。

# 別紙2 団体への協力依頼の例文

樣

佐賀大学理工学部物理科学科(教授) 豊島耕一

「国立大学独法化阻止 全国ネットワーク (代表 山住正己)」事務局長

### 拝啓

私は大学で物理学を教える一教員です.国立大学の「独立行政法人化」に反対する組織である「全国ネット」という組織の事務局長をしております.この問題で是非とも貴団体の力をお借りしたく,お手紙を差し上げます. 具体的にお願いしたいのは,次のことがらです.

(1)機関紙,ホームページ等で独法化問題の真実を 伝えていだだけませんか.

又は,私たち全国ネットの意見の掲載・ホームページ へのリンクをお願いします.(末尾に広告のサンプルを 付けています.)

(2)国会請願署名にご協力下さい.

署名用紙 http://pegasus.phys.saga-u.ac.jp/znet/shomei1.pdf

現在,国立大学の「官僚と財界による乗っ取り」とも言うべき事態が進行しています.「官」が私学も含めて大学を格付けし,ランク上位に数億円ずつをバラまくという「トップ30」政策は有名です.これは大学の官僚依存をいっそう強めるでしょうが,それでもこれは一時の政策に過ぎません.より重大なのは,国立大学への「官」の支配を法律に明記してしまう大学の「独立行政

法人」化です.これは決して一過性のものではなく,将来にわたって我が国の国立大学の文部科学省への従属性を決定づけてしまうものです.大学の自治も学問の自由も失われます.もちろん学生や一般市民の声を生かすような,真の大学改革への道も閉ざされます.

独立行政法人制度では,「官」,すなわち文部科学省が「中期目標」と称する命令を大学に与え,その達成度によって予算をコントロールし,さらには大臣が廃校の権限までも持つという,世界にも例を見ない,また戦前でさえ行われなかったような政府による一元的支配の制度です.「規制緩和」や「構造改革」のスローガンのもとで実はこのような正反対の事が計画されているのです.

これがもし実現してしまえば,自由な研究ができにくくなるだけではありません.大学にまで「教科書検定」や「学習指導要領」といった文部科学省による画一的な統制が行われる危険さえ生じます.実際「日の丸」の押しつけはすでに多くの国立大学で始まっているのです.

学問の自由に対する抑圧は決して大学だけの問題にとどまるものではなく,社会全体の抑圧につながり,民主主義を衰退させ,ひいては戦争への道にもつながりかねないことは,皆さまのご賢察のとおりです.その意味で,国立大学の独法化に反対する運動は全国民的な課題であることを確信しております.

貴団体におかれましてもいくつもの重要な課題をお持ちのことと思います.世の中のあらゆる課題に取り組むことなどもちろん出来ません.しかし,国立大学をめぐる事態の国民的な重大性についてはご理解いただき,この問題の本質を会員の皆様方に,また廻りの方々にお知らせいただくことはお願いできるのではないかと思い,このようなお手紙を差し上げた次第です.ほとんどのマスメディアは残念ながら「政府公報」に終始し真実を伝えていないばかりか,独立行政法人化は既定事実であるという虚偽報道を繰り返して国民的議論が起きることを抑えてきました.残された時間は少なく,この際国民的議論が沸き上がる契機となるよう,どうしても貴団体のお力をお借りしたいのです.

より詳しい情報は,推進側,反対側のどちらもネットでほとんどすべて入手することができます.次のアドレスをご利用下さい.また,ご請求下さればご希望の資料を郵送いたします.

私ども「全国ネット」のホームページ

http://pegasus.phys.saga-u.ac.jp/znet.html

北大教授, 辻下氏の独法化問題のページ

http://fcs.math.sci.hokudai.ac.jp/dgh/index.html

文部科学省のページ

http://www.mext.go.jp/

### (短い広告のサンプルです.)

文部科学大臣が国立大学を命令で動かし, 言うことを聞 かなければ廃校にもできる「独立行政法人化」(独法化)います. 反対

独法化で国立大学に「学習指導要領」,教科書検定も. 独法化は教育基本法改悪の先行実施,憲法23条「学問 の自由」保障の違反です.反対運動にご協力下さい.国 会請願署名運動を実施中です.

国立大学独法化阻止全国ネット 代表 山住正己(元都 立大総長)

http://pegasus.phys.saga-u.ac.jp/znet.html

# 別紙3 文部科学大臣への質問書

文部科学大臣

遠山敦子様 国立大学独法化阻止全国ネットワーク (代表 山住正己)

http://pegasus.phys.saga-u.ac.jp/znet.html

事務局長 豊島耕一

840-8507 佐賀市本庄町1

電話/ファクス: (0952) 28-8845

# 拝啓

国会も始まりいろいろとご多端なことと拝察致します. その様な折りに恐縮ですが,国立大学の独法化問題につ きまして,是非ともお尋ねしたいことがあります.なに とぞよろしくお願いします.

現在,文部科学省の「調査検討会議」において国立大 学の法人化の案が検討されており、名称としては「国立 大学法人」となりそうなことなどが先日公表された「中 間報告」で明らかになりました、しかしこれにつきまし てはいくつかの重大な疑問があります.そこで次の3点 をお尋ねします、ご回答いただきますようお願い致しま す.

質問1:「国立大学法人」制度は中央省庁等改革基本法 第三十六条が定義するところの「独立行政法人」に法律 上含まれるのでしょうか.

これは極めて基本的な事ですが,必ずしも文部科学省 や「調査検討会議」はこのことを明言されていないよう に思いますので,是非とも明確にしていただきたいと思

この「調査検討会議」発足に当たっての2000年5 月26日の国立大学長・大学共同利用機関長等会議での 文部大臣の説明では,「文部省としては,今後,独立行 政法人制度の下で,大学の特性に配慮しつつ,国立大学 を独立行政法人化する方向で,法令面での措置や運用面 での対応など制度の内容についての具体的な検討に,速 やかに着手したいと考えております」とありますので、 この会議の検討の範囲は独立行政法人制度に限られると も考えられます. しかしこれから時間も経過しており, また「国立大学法人」という名称であることから「独立 行政法人」とは異なる制度を検討しているのではないか。 という印象を持つ人がいないとも限りません、もしその ようなことがありますと,国民が判断を誤ることも起こ り得ます.

質問2:中間報告が「中期目標」と「中期計画」の制度 を採用していることは,97年10月に発表された文部大 臣の所信と基本的に矛盾するのではないでしょうか、も し矛盾しないというのであれば、その理由を明確にお示 佐賀大学理工学部物理科学科(教授)し頂き,「説明責任」を果たして下さい.

> 97年10月に発表された文部大臣の所信では,独立行 政法人制度が定める「中期目標」,「中期計画」につい ても,「文部大臣が3~5年の目標を提示し,大学がこ れに基づき教育研究計画を作成,実施する仕組み,及び 計画終了後に,業務継続の必要性,設置形態の在り方の 見直しが制度化される仕組みは,大学の自主的な教育研 究活動を阻害し,教育研究水準の大幅な低下を招き,大 学の活性化とは結びつくものではない」として,これに 反対を表明されています.昨年10月5日に私ども「全国 ネット」は大学改革室長の杉野剛氏と会見しましたが, その際貴省はこれを撤回されていないと明言されました。 これに対して中間報告ではこの「中期目標」等の制度が

採用されていますので,97年所信とは矛盾するものと 考えられますがいかがでしょうか.

中間報告にある「あらかじめ各大学が文部科学大臣に 中期目標(案)を提案」とするだけで最終的な決定権を 文部科学大臣が持っているとすれば,問題は何も変らな いと私たちは考えます.

質問3:「中期目標」等の期間の終了時に,業務を継続 させるかどうかについて主務大臣はどのような関与を行 うのでしょうか.

中央省庁等改革基本法三十八条八項および独立行政法 人通則法三十五条には,中期計画または中期目標の期間 の終了時において,主務大臣が当該独立行政法人の業務 を継続させる必要性の検討を行い、「所要の措置を講ず るものとする」とあり, さらに通則法三十五条には具体 的に,政令で定める審議会が事業の改廃に関し主務大臣 に勧告することが定められています.しかしこの問題に ついて中間報告は全く触れていません.

個々の法人の改廃に関して文部科学大臣が権限を持つ かどうかはきわめて重大な点です.上に引用した文部大 臣の所信では、この制度についても明確に反対されてい ますので、その態度が変わっていないのかどうかを明確 にお答え下さい.

以上,できるだけ速やかにご回答くださいますようお 願いいたします.なお質問1は非常に簡単な内容なので,う国の行為を伴う以上は,文部科学大臣による各大学の これについては即答を期待しております.

敬具

2002年2月1日

### 別紙4 国大協会長への質問書

国立大学協会会長

長尾真様

代表 豊島耕一

840-8502 佐賀市本庄町1 佐賀大学理工学部(教授) toyo@cc.saga-u.ac.jp

http://pegasus.phys.saga-u.ac.jp 職場電話/ファクス 0952-28-8845

会長におかれましては,国立大学の将来のために日々 ご尽力いただいていることと拝察し,感謝申し上げます。

ただ今, 文部科学省に於ける「国立大学法人」案の検 討が最終段階にさしかかっておりますが,この間国大協 と貴職がとってこられた方針,態度には然しながら重大 な疑問があります、国大協会則28条は会員が協会に対 し意見を述べる権利を認めておりますが、そのためには 明確な情報が不可欠です、そこで以下の項目に是非とも お答えいただき、国立大学教職員によるこの問題の十分 な理解とそれを踏まえての議論を可能にしていただくよ う,心よりお願い致します.

はなはだ勝手ながら,3月5日までに部分的に項目1 だけでもご回答をいただければ幸いです. なお内容の性 格上,公開の質問書とさせていただきます.

1.「中期目標」「中期計画」の行政による「認可」が やむを得ないとする理由を明らかにして下さい.

独立行政法人制度の設計に深く関わったとされる藤田 宙靖氏は、「中期目標」という制度について、「この制 度をそのままに大学に適用したとするならば,大学の自 治に対する著しい制約ともなりかねない」と述べていま す(注1).しかし先に貴協会が文部科学省の調査検討 会議に提出された「意見」には、「法令・予算措置とい 『中期目標』『中期計画』の『認可』はやむをえない」 とあります.これはいかなる理由によるものですか.

すなわち,「政府の関与」という点では,会計検査院 による検査(注2)や視学制度がすでに存在しています が,これでは不足である理由,「大学の自治」を「著し く制約」しかねないような制度をことさら導入しなけれ ばならない理由を明確にして下さい.

2.前項目のような「認可」制度をとっている国があれ ば例示して下さい.

同じく貴協会の「意見」には、「そもそも個々の大学 国立大学教職員有志 79名(末尾に連名者一覧)の中期的な目標を大臣が『策定』するような国はないの ではなかろうか」として,「認可」制を主張しています。 しかし「国立学校財務センター」が2000年に出した報 告書(注3)によると, そもそも「認可」制度自体をとっ ている国もないとされています.貴職の認識はこれとは 異なるのでしょうか.

3.調査検討会議に参加した2000年6月の時点では,国 大協は法人化そのものにも保留の態度でしたが、これが いつどのような理由で「法人化」容認に変わったのかを 明らかにして下さい.

蓮実前会長の2000年6月14日の記者会見では、「理 想的な法人化を目指すために参加するという理解で良い のか」との質問に,「かならずしも,そこまでいくのか もわかりません.(中略)最終的にまったく理想的な形 態がそこに成立しなければその後新たな問題が起こるだ ろうというふうに考えます.」と答え,「法人化」その ものにも保留の態度を表明していました.しかし調査検 討会議への国大協の意見に見られるように,現在では「法の義務遂行に重い責任があります.高等教育の最高責任 人化」容認の態度と考えられます.「理想的な形態がそ こに成立」したのでしょうか.

4.「通則法にもとづく法人化に反対」とは,具体的に 通則法のどこに反対なのかを明確にして下さい.

この表現の意味がもし「通則法と一字一句でも違えば よい」ということではないとすれば,通則法のどのよう な内容に反対なのかを明確にしていただきたい. 私たち の見解では,調査検討会議の「中間報告」による法人化 は,通則法の,あるいはそもそもこの制度を定義してい る「中央省庁改革基本法」(注4)の独立行政法人制度 と本質的な違いはないと見ています. 貴職は何を本質的 な違いと見ておられるのでしょうか.

5. 文部科学省内に置かれ, 文部科学省が委員の人選を 行う「国立大学法人評価委員会」は,到底,文部科学省 からの独立性を保証するものではありません. そのよう な機関によって大学が評価され、その結果に基づき運営 交付金の額が設定される仕組みでは,大学の教育・研究 活動全般への行政の介入を防ぐことはできません.もし これを認めるのであれば,法人化後のこのようなリスク を防ぐ具体的な方策を例示してください.

最後に、質問の趣旨などについて十分ご理解いただけ るよう,独法化問題についての私たちの見方を述べさせ ていただきます.

現在,国立大学の法人化にむけて文部科学省の調査検 討会議において最終的な審議が行われています.

私たちが,中間報告の「法人化」に対して抱く最大の 危惧は、それが憲法の保障する学問の自由を根底から脅 かすものでないかということです.「学問の自由」の意 義は自明なものではなく,人類が多年にわたる苦い経験 を経てその価値を認識するに至ったものです.わが国に おいても半世紀前,大学が時の権力の支配下におかれた ときに,人類的視野に立つ普遍的な洞察を使命とする大 学の教員が,あるいは沈黙し,あるいは唯々諾々と戦争 に協力しました、これに対する慚愧,悔悟と,権力支配 下におかれれば大学は同じ過ちを繰り返すという洞察か ら,それを防ぐ決意が込められた防壁が憲法23条と言 えるのではないでしょうか.

憲法12条が命じるように,学問の自由も,国民の不 断の努力によつてこれを保持しなければなりませんが、 学問に直接たずさわる大学構成員は,他の国民以上にこ 者集団の一つである国立大学協会が、「学問の自由」を 多方面から削り取る装置を盛り込んだ法人化案を,政治 的状況を理由に自ら受け入れるとすれば,教育と学問に たずさわる者と,これらを大学に負託している国民に対 する背任行為に他なりません.

したがって,来る3月に発表される予定の調査検討会 議最終報告に、仮に国大協が反対されない場合には、国 大協は、それが学問の自由を脅かすものでないことを明 確に示さなければなりません.

それは,大学構成員・国民に対する国大協の最低限の 説明責任であり、これをおろそかにして、大学の説明責 任を云々することはできません.

私たちは,計画されている国立大学法人化の日本の教 育・研究の将来に及ぼす影響の重大さに鑑み,国大協の 責任者である貴職が,最終案の討議に際して,上記の質 問事項に対して責任ある明確な回答をしていただくよう 強く要望するものです.

#### 注

1) 東北大学工学部および東北大学加齢医学研究所 (1999年9月6~7日)における講演.同氏のサイトに あります.

http://seri2.law.tohoku.ac.jp/fujita/

- 2)会計検査院のウェブサイトにある「検査の観点」に よると,次のように幅広い観点から検査がなされること になっています.
  - 「検査は,広い視野に立って多角的な観点から行 われています.近年,行政改革などによる効率的 な行財政の執行が強く求められています.そうし た状況の中で,正確性,合規性はもとよりですが, 経済性・効率性及び有効性の観点からの検査の重 要性が高まっています.」
- 3)「大学の設置形態と管理・財務に関する国際比較研 究 第一次中間まとめ」

国立学校財務センター, 平成12年1月

http://pegasus.phys.saga-u.ac.jp/ UniversityIssues/zaimc2000.html

オリジナル(画像データ) http://www.zam.go.jp/pdf/g/t0000501.pdf

4) http://www.kantei.go.jp/jp/gyokaku/980303houan.html

# 質問連名者

北海道大学 辻下徹 岡山大学 野田隆三郎 宮崎大学 橋本修輔 群馬大学 近藤義臣 岡山大学 白井浩子 大阪大学 城戸良弘 鹿児島大学 小澤貴和 京都大学 吉村洋介 金沢大学 富家雅子 富山大学 広瀬信 秋田大学 山元 正継 大阪大学 湯淺精二 岡山大学 山口和秀 東北大学 石栗義雄 佐賀大学 井上興一 北海道大学 井上純治 佐賀大学 園田貴章 北海道大学 増 子捷 二 東京大学 田端博邦 北海道大学 服部昭仁 秋田大学 佐藤修司 山口大学 塚田広人 带広畜産大学 石川濶 带広畜産大学 杉田 聡 名古屋大学 池内了 佐賀大学 蔦川正義 琉球大学 野底武浩 琉球大学 亀山統一 大阪大学 長野八久 広島大学 佐藤清隆 名古屋大学 小林邦彦 和歌山大学 亀山幸枝 大阪大学 中野元裕 琉球大学 永井實 奈良教育大学附属小学校山室光生 古森 雄一 千葉大学 秋田大学 進藤伸一 富山大学 浜本伸治 広島大学 熊崎努 九州工業大学 西垣敏 室蘭工業大学 橋本忠雄

山形大学

樋口 健志

佐賀大学 佐賀大学 佐賀大学 佐賀大学 北海道大学 九州工業大学 秋田大学 秋田大学 宇都宮大学 北海道大学 富山大学 東北大学 新潟大学 大阪大学 一橋大学 滋賀大学 福島大学 琉球大学 九州大学 千葉大学 千葉大学 新潟大学 三重大学 静岡大学 弘前大学 富山大学 岐阜大学 愛知教育大学 名古屋大学 新潟大学 九州大学 琉球大学 琉球大学

佐賀大学

長崎大学

東京大学

塚本明廣 中島謙一 畑山敏夫 半田駿 新岡正 栗山次郎 山岡剛 奥山栄樹 小林幹夫 渡邉信久 小林武彦 長谷川浩司 渡辺勇一 望月太郎 岩佐茂 黒田吉孝 神戸秀彦 賀数清孝 三好永作 伊藤谷生 小沢弘明 谷本盛光 佐藤廣和 浅井哲也 宇野忠義 小林武彦 山口利哉 松田正久 宮西 敬直 赤井純治 中溝幸夫 屋富祖建樹 屋富祖昌子 平良豊 桑野和可 小田嶋豊